

令和 6 年

監督処分庁： 静岡県

1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	有限会社エイチ・アイ・エフ	代表者氏名	代表取締役 中津川 有紀
主たる営業所の所在地	静岡県浜松市中央区丸塚町213-1		
許可番号	静岡県知事許可 第35923号	許可を受けている 建設業の種類	般-01と

2. 処分に関する事項

処分年月日	令和6年12月10日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第29条第1項第2号		
処分の内容	建設業法第29条第1項第2号の規定に基づく許可取消し (とび・土工事業)		
処分の原因 となった事実	欠格要件該当 有限会社エイチ・アイ・エフは、静岡県警察本部刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長から「建設業からの暴力団排除に関する連絡調整体制の確立について(合意書)」に基づき、「暴力団員等がその事業活動を支配する者」であるため、排除対象者であるとの通知があった。 このことは、建設業法第8条第14号に該当することから、同法第29条第1項第2号に該当すると認められる。		
その他参考 となる事項			